



Title	近世日本における裁判観の形成と変容
Author(s)	桑原, 朝子
Citation	北大法学論集, 58(3), 335[1401]-362[1428]
Issue Date	2007-09-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29640
Type	bulletin (article)
Note	研究ノート
File Information	58(3)_335-362.pdf



[Instructions for use](#)

近世日本における裁判観の形成と変容

桑原朝子

序、中国法文化の流入と近世日本の裁判観

日本史上、外国法の受容を契機として新たな法が形成された事例としては、古代における中国律令の導入と近代における西
洋法の受容が、まず挙げられるであろう。しかし、外国法に高
い関心が寄せられ、その影響が強く現れた時期は、他に見られ
ないわけではない。例えば、近世中期にあたる十八世紀前期に
は、八代將軍徳川吉宗とその周辺の儒家達を中心に明律の研究
が盛んに行われ、その一部が、幕府法の刑罰のあり方や熊本藩・
和歌山藩等の六藩の刑法典に摂取されたと言われている。^①明治
初期に、仮刑律・新律綱領・改定律例という、明律・清律の影
響を強く受けた法典が編纂されたことも、近世における律研究
と律系統の藩法の施行が前提にあったためと考えられ、その意

義は軽視し得ない。

しかし、成文法のレヴェルにおける法の混淆に問題を限定せ
ず、法のあり方を支える意識の形成における外国法の影響にま
で視野を広げるならば、明律研究の隆盛に先立つ近世前期に、
中国文化に対する関心が高まりを見せ、中国の裁判・捜査の手
引書や公案小説といわれる裁判小説の翻訳・翻案を通じて、従
来の日本の文芸に類を見ない「裁判物」と呼ばれる名裁判話集
が次々と生み出されたことは、より一層注目に値すると思われ
る。一部の知識人の関心を引くに止まった明律やその注釈書と
違って、裁判物は、娯楽のための読み物として、町人層を主と
する多くの人々に享受されており、格段に広範に影響を及ぼし
たと考えられるからである。よって、本稿は、法が最も鮮明に
表れる一局面である裁判に対する意識が、外国からのテキスト

の流入を機に形成され、変容を遂げてゆく、というプロセスを映し出す好個の素材として、この中国の裁判・捜査の手引書および公案小説の受容と裁判物の成立を取り上げ、双方のテクストの比較分析をもとに、近世日本における裁判観の形成と変容の解明を試みることにする。

Ⅰ、中国における『棠陰比事』と公案小説

近世日本における裁判物の成立の契機となったのは、宋の官僚桂万榮によって編纂された、裁判官のための手引書『棠陰比事』の受容⁽⁴⁾であり、これに引き続いた公案小説の輸入が、その隆盛を支えたと考えられる。したがって、初めにこれらのテクストが中国においていかなる位置付けを与えられていたかを概観しておきたい。

中国史上の二つの分岐点、すなわち春秋と戦国の境目と清朝の滅亡とに挟まれる「帝政時代」においては、司法は行政の一環としての性格を持っていたと言われており⁽⁵⁾、法律に関する専門的な訓練を必ずしも受けていない地方官のトップが、自ら管轄する地域の裁判権を掌握していた。主にこのような地方官の参考に供するために、特に十世紀以降、疑獄事例や名裁判例を

集めた裁判・捜査の手引書の編纂が行われるようになったが、『棠陰比事』はその中の一書である。こうした手引書は、正史や墓誌等の記述を素材にしており、小説のようなフィクションではないが、実際の紛争に対する判決のみを収録した判例集とも性格を異にする。後から成立した手引書は、先行の手引書的事例を引用することがよくあり、結果として、事例の選択の背後にある基準や観点を、ある程度は継承していることが多い。

『棠陰比事』の場合には、後周の和凝・和嶠父子の手になる『疑獄集』や、これを吸収した宋の鄭克による『折獄龜鑑』⁽⁷⁾を参照しているが、中でも後者に倣った部分が目立ち、裁判官は、早まった判断をすることなく理性的で徹底した調査を行い、不正を防ぎ冤罪をなくすように努めるべきである、という後者の理念を、基本的には受け継いでいるといえる⁽⁸⁾。

もつとも、『棠陰比事』には、むしろ先行書とは異なる特徴も見られる。中でも顕著であるのは、本書が、「比事」というタイトルが示すごとく、春秋時代から北宋までの一四四事例を、全て二例ずつ一対にして互いに対比させる、という構成をとっていることである⁽⁹⁾。組み合わせられた事例は、事案の内容や推理の方法、解決結果等のいずれかにおいて類似していることが多く、編者が裁判官の立場に立ち、批判的に事例を検討したこと

が窺える。但し、組み合わせの基準は一定しておらず、各対偶をいかに配列するかについては、基準を想定できないことから、本書が高度に精練された法的考慮に基づくとは言いがたく、そこに先述の一般的な理念を越える、明確で具体的な裁判観を見出すことはできない。しかしながら、各事例に四字のタイトルを付した上で二例を一对とするという、『棠陰比事』の構成の美しさは、裁判に直接関与しない知識人にも好まれ、本書は、専ら裁判官のための実用的な手引として受け取られた『折獄龜鑑』等とは違って広く流布し、公案小説の材料としても利用されるようになる。

一方、このように裁判手引書や実際の裁判記録に素材をとった公案小説は、明代に隆盛をきわめた。その中には、裁判文書の形式をとり、実用的な裁判手引書に引用されることもあるものから、娯楽的要素が強く、裁判から逸脱する部分の多いものまで、多様な作品が含まれており、一括りにして論じることが必ずしも適切でないと思われる。但し、一般に、公案小説が、不正は正されなくてはならず、犯罪者は裁きの場に引き出されなくてはならない、という大枠の考え方を、『棠陰比事』等の裁判手引書と共有していることは確かである。また、読者に裁判についての知識を与える教育的効果を持った点においても、

裁判手引書と共通するといえよう。

II、近世日本における『棠陰比事』・公案小説の受容と裁判物の成立

一、儒家による受容

日本において裁判手引書としての『棠陰比事』の意義に最も早く着目し、その普及に大きな役割を果たしたのは、江戸幕府の儒官であつた林羅山である。そのことは、羅山の手になる跋文の付された元和五年（一六一九）の写本によく表れている。跋文には、この写本が、『折獄龜鑑』からとつた鄭克の評語を含む元代の版本を再版した、『朝鮮板本』をもとにしたものであることや、医師野間玄琢等の求めに従い本書の内容を講義したことに加え、「吾邦史曹之職陵廢久矣。余於是乎不能無感歎恤之誠。」すなわち「我が国では裁判にあたる役人が怠慢になって久しく、それゆえ私は人々を憐れみ救おうとする真心に感ぜずにはいられなかつた。」という羅山の感想が記されており、彼が当時の日本に類例を見ない本書に感銘を受けたことが見て取れる。また、当該写本が複数の人によって書き写され、全編

にわたって返り点と送り仮名、および朱点と朱線を施されており、⁽¹²⁾本文上部の余白には、事例毎に「釈冤」・「弁誣」等の語も記されていることから、羅山と周囲の者達が、事例の分類を考えつつ熱心に読み進めたことも窺え、実際、その成果をまとめた注釈書『棠陰比事加鈔』・『棠陰比事諺解』⁽¹³⁾が、後に刊行されている。『棠陰比事加鈔』の第二事例に対する説明には、「鄭克力評ハ、此ニモ懸ル也。桂万栄カ此編様ハ、一対々々同シ心ノコトヲ対スル也。評ヲ互ニ用ル処多アリ、すなわち「(前の事例に対する)鄭克の評語は、この(第二の)事例にもかかるものである。桂万栄の、この編集の仕方は、一対一対、同じ趣向のこゝとを対比するのである。(鄭克の)評語を(対になった事例同士で)互いに(共通して)用いる場合は多くある。」という記述も含まれており、羅山達が、『棠陰比事』を、編者桂万栄の元来の意図通り、役人に裁判・捜査のあるべき姿を示す手引書と受け取った上で、一対になった二例を対比し、その事案解決の方法等を吟味したことが分かる。

また、林羅山の蔵書には、『棠陰比事』に先行する裁判手引書である『疑獄集』の写本や、『新刊皇明諸司廉明奇判公案』・『新刻名公神断明鏡公案』等の明代の公案小説集の写本や版本も含まれており、写本である前二者には、全編にわたって朱点

と朱線が施されている。⁽¹⁶⁾公案小説については、羅山の感想は記されていないが、その丹念な読み方に鑑みると、恐らくそれを、娯楽を専ら目的とする読み物というよりは、中国における裁判や裁判官のあり方についての手掛りを与える書として、裁判手引書に引き付ける形で捉えたのではないかと推測される。

『棠陰比事』や公案小説集の版本は、林家や昌平坂学問所の蔵書にも見られ、裁判や裁判官のあり方に対する羅山の強い関心は、幕府周辺の儒家達には、多少なりとも継承されていたものと思われる。また、江戸後期には、在野の儒家である山本北山(一七五二―一八一二)が『棠陰比事』のテクストを再版しているが、その際に付した序文の中で、「経世有用」の学問の必要性を説いた上、政に携わる者の統治を補い、庶民を冤罪による死から免れさせる「有用之書」として本書を位置付けて⁽¹⁸⁾おり、役人に実用的な指針を示す書として本書を高く評価するという態度は、儒家の間では、江戸時代を通じて見られたといえる。

二、文芸への影響

右に述べたとおり、林羅山のような『棠陰比事』の受け止め

方は、儒家の間では消えることがなかったとはいえ、寛永年間（一六二四～四四）前後に、本書の翻訳である仮名草子『棠陰比事物語』が現れてからは、本書は、むしろ娯楽のための読み物ないしその種本として捉えられるようになり、それゆえに大きな影響力を持つことになった。漢文を解する者は知識人に限られていたのに対し、仮名を読める者は町人の間にも多く見られたこともあり、翻訳は、原本を遥かに上回る読者を獲得してゆく。

『棠陰比事物語』¹⁹を原本と比較すると、明らかな誤訳に加え、官職・字・出典等の省略や原文への付加が見られるが、これは、翻訳者が、中国の官制や漢籍・漢文についての十分な知識を持つていなかったためばかりでなく、『棠陰比事』を娯楽のための文芸と捉え、現実の裁判の参考にすることは考えず、ただ趣向の面白さを伝えようとして翻訳したためでもあると考えられている。²⁰この点は、翻訳のタイトルに「物語」の語が付されていることにも既に表れている。そして、このような翻訳者の意図は、現実には読者に受け入れられ、その後、本書に見られる趣向を利用して、名裁判官による優れた裁判を描いた小説、すなわち裁判物が次々と出現するのである。

裁判話を多く含む作品は、『棠陰比事物語』の刊行とほぼ同

時期から散見するが、裁判話だけを集めた文芸としての裁判物の嚆矢は、元禄二年（一六八九）に刊行された井原西鶴の浮世草子『本朝桜陰比事』であり、そのタイトルからして『棠陰比事』をモデルにしたことが明らかである。その後、宝永五年（一七〇八）には『鎌倉比事』、同六年には『日本桃陰比事』（後に『本朝藤陰比事』と改題）、と「比事物」と呼ばれる作品が相次いで刊行され、十八世紀後期から十九世紀になると、『青砥藤綱模稜案』や『大岡政談』等の、より長編化した作品群が流行するようになる。特に十八世紀後期以降の長編の作品には、『棠陰比事』と並んで公案小説の翻案も多く含まれており、両者が共に文芸作品の種本として同列に扱われていたことが窺える。

Ⅲ、裁判物の特徴と変容

一、形式にみる裁判物の特徴

裁判物の各作品を原本²¹と照らし合わせてみると、翻案の方法はそれぞれ異なっており、作品の形態や内容の点でも、比事物を中心とする十八世紀初頭までの作品群と、長編を多く含む十

八世紀後期以降の作品群との間には、特に顕著な相違が存在する。したがって、裁判物の特徴を、その内部における変容を無視して論じることはできないが、一方で、原本と比較した場合に浮き彫りになる、裁判物全体に共通する特徴もあることは確かである。

その一例としてまず目につくのは、裁判物には、『棠陰比事』ないしその翻訳を参照し、「比事」というタイトルを踏襲している作品も見られるにもかかわらず、二話を一対として互いに対比させるという形式をとるものが、全く存在しないことである。このような形式上の変更は、『棠陰比事』においては、作者はもちろん読者も行うと想定されていた、二つの裁判過程を比較・吟味するという作業が、裁判物においては欠落していることを意味する。

この形式の変更が、裁判手引書と娯楽のための文芸という、『棠陰比事』と裁判物のジャンルの相違とも関係していることは恐らく疑いないが、この点のみに原因を帰することはできない。例えば、宋の名裁判官包拯に纏わる話を集め、裁判物の種本としても活用された明代の『龍図公案』は、明らかに文芸のジャンルに含まれるが、二話を一対として互いに対比し、さらに各対に評語を付して、編者の見解を披瀝する形式をとっている。

からである。形式の変更に、より深く関わっているのは、恐らく読者層の相違であると考えられる。『棠陰比事』は、裁判を担当する官僚になり得る者、言い換えれば読書人層を主たる対象としていたが、明代の公案小説の読者は、それに限られるわけではない。公案小説は、宋代以降に都市で流行した講談の台本である話本から発達したこともあり、唐代に隆盛を迎えた伝奇小説と比較しても、大衆的な性格が強い²⁴。しかし、白話表現も散見するものの、基本的に文言であり、話の内容からしても、その主要な読者の中に、依然として読書人層が含まれると推測される²⁵。これに対し、裁判物の読者は、他の浮世草子や読本の読者と²⁶同じく、裁判官にはなり得ない町人層であったと考えられる。つまり、『棠陰比事』の読者はもちろん公案小説の読者にも、裁判官の立場に自らを重ね合わせ、二つの裁判過程を比較・吟味することを²⁷楽しめる者が少なからず含まれていたのに対し、自ら裁判官の役割を果たす可能性のない裁判物の読者は、裁判のあり方自体を吟味することに興味を持ち得なかつたと思われるのである。

このような裁判過程自体に対する批判的な見方の弱さは、裁判物の種本としての、『棠陰比事』の利用方法にも表れているように見える。『棠陰比事』は、近世を通じて裁判物の典拠と

して頻繁に用いられたが、むろん一四四事例全てが満遍なく利用されたわけではなく、むしろ限られた数の事例が繰り返し用いられる傾向がある。その一因は、後から書かれる裁判物の中に、『棠陰比事』や『棠陰比事物語』ではなく、これを翻案した先行の裁判物を参照したものが少なくないことにあると思われるが、いずれにせよ、繰り返し使われる事例が当時の人々の好尚に合ったことは確かである。

繰り返し用いられる事例は、その事案の内容に目立った共通性があるわけではない。しかし、取えて類型化すれば、裁判官が、他人に陥れられた者や冤罪者を優れた判断によって救う例、言い換えれば、林羅山の注釈において、無実の罪を明らかにして赦すという「釈免」に分類される事例が多い²⁷。したがって、裁判物は、裁判官は早まった判断をすることなく理性的で徹底した調査を行い、不正を防ぎ冤罪をなくすように努めるべきである、という『棠陰比事』や『折獄龜鑑』に見られた基本理念の後半部分を、不正を根絶することよりは冤罪者を救うことに一層の重点を置きつつ受け継いでいると考えられる。但し、その一方で、羅山の注釈において罪の軽重を評定・議論するという意味の「議罪」に分類された事例が、一例も裁判物の典拠として用いられていないと見られることは、裁判物の作者達が、

犯罪の軽重を細かく判断して刑罰を定めるといふ、地味ではあるが現実の裁判において重要な過程には、あまり関心を寄せておらず、読者がこの過程について批判的に検討することも想定していない、ということを裏付ける。この点は、裁判物に共通する、『棠陰比事』や公案小説との重要な相違であると思われる。

二、裁判物の通時的変容——「石牌」の翻案を手掛りとして

主として裁判物の形式に着目した場合、以上に述べたような全体に共通する特徴が明らかになるが、テクストの内容に踏み込むと、原本との相違と共に、裁判物内部における相違が浮き彫りになる。相違は多岐にわたるが、ここでは、裁判物内部の通時の変化に焦点を当てるため、『龍図公案』の第七十四則「石牌」²⁸とその複数のヴァージョン、および作成時期を異にする、「石牌」の複数の翻案を取り上げることとした。

『龍図公案』は、先に触れたとおり、宋の包拯の名裁判話を百則収める公案小説で、十七世紀半ば以前に成立したと推測されるが、その大部分は、万暦年間（一五七三—一六一九）以降に相前後して上梓された複数の公案小説集から採録した、既成

作品で成り立っている。⁽²⁸⁾「石牌」も、同じく包拯を主人公とする先行公案小説集『百家公案』の「判石牌以追客布」をもとにしたものである。『龍図公案』は、全百回九十七則からなる『百家公案』から、およそ半数にあたる五十一回四十八則を採用しているが、その際、各話のプロットにはあまり手を加えず、ただ話の配列を大幅に変更し、必ず二話ずつ一對とする。この均整の取れた形式のために、『龍図公案』は『百家公案』に取って代わったと言われている。⁽²⁹⁾また、『龍図公案』のテキストには、末尾に聴五齋による評語が付されているものと評語のないものがあり、さらに前者から六十二則のみを短縮した形で採録し評語も省いた、十九世紀以降の成立と見られる簡略版も存在する。⁽³⁰⁾

「石牌」はこの簡略版にも収められているため、『百家公案』の「判石牌以追客布」と合わせると、四種類のヴァージョンが存在することになる。このうち、日本の翻案者達が参照したテキストは、『百家公案』よりも広く流布し、成立年代が次いで早い、百則から成る評語付きの『龍図公案』である可能性が最も高いと考えられるが、これに収められた「石牌」の概略は以下の通りである。

杭州府仁和県の柴勝という儒学を学んだ青年が、自分が

豊かな生活を送っているのは父祖が刻苦勉励したおかげであることを忘れず努力せよ、という両親の教えに従い、家の財産を増やすため、布を買い込んで開封府に行商に出るところが、開封府の呉子琛という者の宿で布を売り始めて間もない頃、酔い潰れて寝ていた夜中に、宿にあった布を全て盗まれてしまう。柴勝は、宿の主人呉子琛が盗賊と通じていたのではないかと疑い、否定する呉子琛の言うことを聞かず、包公、すなわち包拯に訴え出る。包公は双方の言い分を聞き、一旦二人を収監するが、三日経っても手掛りがないので柴勝の訴えを退け、二人を十回ずつ板で叩いた上、家に帰す。しかし、その後一計を案じ、役所の前にあった石牌を門内に引き入れ、布を商人に返せと大声で責めつつ、これを部下に打たせる。そして、門内に見物人が集まってきたのを見ると、門を閉めさせ、勝手に役所内に入ったと言って人々を咎め、罰として、肉屋は肉、布屋は布、というように、自らの売っている商品をそれぞれ納めるように命じる。その後、包公は、まず自分の妻が織った布を柴勝に見せ、柴勝が自分の商品でないと思える誠実な人物であることを試した後、納められた品の中にあつた布を見せる。すると、柴勝は、自分の商品であると認める。

包公がその根拠を問うと、柴勝は、布の首尾の印は変えられていたが、自分は寸法を覚えており、もし信じないなら長さを測ってみるべきであると言う。包公がその通りにしたところ、果たして寸分の違いもなかった。³²そこで、布の出所を調べさせ、汪成という商人が夏日酷という者から買ったことを突き止め、夏日酷を呼んで拷問にかけたところ、全て白状したため、布は取り返され、夏日酷は辺境の地に兵として送られた。

なお、この後に付された評語は、石牌を打って人を集め布を得ようとする、という包公の計略が、もし布商人が見物に來なければ成功しなかったことを指摘し、『史記』に見える戦国時代の武將達が敵を欺くために用いた奇計などには及ばない、拙いものであったことを示唆している。

この概略を、もととなつた『百家公案』の「判石牌以追客布」と比較すると、プロットには大きな変更は加えられていないが、いくつかの点で相違があることが分かる。そのうち、最も重要な点は、『百家公案』には、『龍図公案』にはない詩が含まれていたことである。各回の冒頭にその内容をまとめた七言絶句が付されていることは、『百家公案』の特徴の一つであるが、この

ケースも、柴勝が酒に酔って油断したときに凶悪な者に布を盗まれたが、もし包公でなければ布を取り返すことは出来なかつたであろう、という意味の詩から始まっている。よって、読者はこの詩とタイトルから、ある程度内容の見当をつけて読み進むことになるのであり、予期せぬスリルを楽しむ『龍図公案』とは、自ずから読み方が違ってくる。

さらに、詩は話の途中にも挿入されている。柴勝が布を買い込んで開封府に向かう途上で、鶯と燕をそれぞれ題材にした律詩二首を詠んでいるのである。これらは、鳥を中心に仲春の情景を描写したもので、話の展開に直接の影響を与えないため、読者がただ筋を追うことから少し距離をとるように促す効果を持つ。³³また、柴勝の学問的素養や個性を強調することになり、とりわけ同様の素養を持つ読者にとっては、柴勝への感情移入を容易にする面もあると思われる。

詩の有無以外にも、細かな相違は存在する。『百家公案』のみ、宋代の宝元元年（一〇三八）の出来事であると年代が明記されている点、柴勝に両親が行商を勧める際の説教が、『百家公案』の方がやや長く繰り返しが多い点、『百家公案』では、夏日酷を辺地に送ったことよって開封府内の盜賊がやんだ、と締め括っているが、『龍図公案』では、民の害が除かれた、

と書かれている点などである。これらの点は、それ自体としては些細であるが、評語や詩の有無と合わせ考えると、テクスト全体としての相違の意味は、かなり明確になる。詩を省略したこと、評語が史書を引き合いに出して包公の策を批判していること、末尾を「民の害が除かれた」という儒教的な観点からの評価を含む一文に変えていることを総合すると、右に見た評語付きの『龍図公案』は、『百家公案』に比して、事件や裁判の方法に関心を集中し、それを経史に引き合わせて評価しているといえるからである。つまり、読者に評価を委ねるよりは、読者の読み方に一定の方向付けをしようとする傾向が強い。

一方、六十二則から成る簡略版の「石牌」は、百則本とほぼ同じ本文を持つが、柴勝と呉子琛を収監した後の場面、すなわち三日経つても手掛りがないので二人を十回ずつ板で叩いて家に帰す、という箇所だけは省いている。証拠がなければ柴勝の誣告という可能性を否定できず、当時の中国において、職責の遂行上必要であれば、地方官が裁判の場でこのような体罰を加えることは現実に珍しくなかったと考えられるものの、この場面が、裁判官は訴訟当事者に酷であるという印象を与えかねないことは確かであり、除いても話の進行には影響がないことから、省略されたのではないかと思われる。日本の翻案には、拷

問の場合を除き、犯人と確定していない当事者に体罰を加える記述は全く見られず、この場面は、日中の裁判観の相違を示すものとも映るが、少なくともそれを省略した簡略版が成立した十九世紀には、中国においても、このように裁判官の裁量ですぐに体罰を与えることは望ましくないとする見方が存在したと考えられよう。

これらのヴァージョンのうち、日本の翻案者が、先に推測したとおり評語付きの百則本『龍図公案』を参照していたとしても、それはテクストの内在的な理解に基づく自覚的な選択ではなく、流布状況という外的な条件に規定されたものであると思われるが、ともあれ「石牌」の翻案と見られるテクストは、近世中期から後期にかけて、少なくとも四種類は存在する。そのうち、最も成立年代が早いのは、『板倉政要』巻六に見える「壬生ノ地藏門内ニテ被盜木綿事」（以下「壬生」と略記）である。『板倉政要』は、板倉伊賀守勝重・周防守重宗父子と板倉内膳正重矩の、京都所司代在職中の法令や裁判を集めた書で、十七世紀後半に成立したと見られる。³⁴したがって、『本朝桜陰比事』以降の裁判物とは異なり、実録の形式をとっているが、裁判説話をまとめた巻六以降は、必ずしも板倉氏が行った実際の裁判を記載したのではなく、『棠陰比事』の翻案等も含んでいる。

すなわち、本書は、後の役人の参考にするために編まれ、かつ現実の忠実な記録と文芸の中間のような性格を持つているのであり、この点において『棠陰比事』に類似するともいえる。一話の長さも後の裁判物と比べて短いため、以下に、巻六の第二話として収録されている「壬生」の全文を引用することとする。³⁶

壬生ノ地藏門内ニテ被盜木綿事

上京ニ住スル木綿売、九月ノ初メツカタ、モメン売ニ出ケルガ、草臥ケレバ、壬生ノ地藏ノ門内ニ、木綿ヲ、ロシ置テ、堂ノ縁ニ腰ヲカケ、暫ク休ヒ眠リノ内ニ、彼ヲロシ置タルモメン無之、去程ニ、右往左往ニ尋子ケレトモ、無之ニ付テ、寺内ノ者モ取ケルニヤト、周防守殿へ訴ヘケル、周防守殿聞召レ、壬生ノ寺内御穿鑿ナサレケレトモ、出家沙門ノ事ナレハ、無心許事モナシ、依之、仰コトニハ、何ヲ証拠ニセンサク成ヘキヤ、地藏ノ前ニ置タルト申セハ、地藏ヨリ外ニ、心元ナキ者ハナシト笑ハセ玉ヒケレハ、彼木綿ウリアキレハテ、是非ナク、宿所ニ帰ル、然ル後、廿日バカリ過テ、俄ニ洛中洛外ノ木綿ウリトモヲ召寄ラレ、彼木綿ウリガ、平生ノ符帳ヲ授テ、此符帳ノ木綿有之ハ、出スヘキ旨、密ニ仰渡サレケレハ、早速持参ス、其ヲ以テ、

御センサクアリケレハ、盗人タチマチニ頭レケル、前兼板倉殿仰コトニ、何ヲ証拠ニセンサクセンヤ、壬生ノ地藏ヨリ外心元ナキ者ナシト、公事ヲ突捨玉フニヨリ、彼盗人此趣ヲ伝聞テ、最早センサクハナキコト心得テ売ケルト也、此捌キヲ、其比京童トモ遠慮ノ捌キト申シケルトカヤ、

この話には、裁判官が石牌を責め打つという「石牌」の山場に対応する部分がなく、単なる類話である可能性も皆無とは言えない。しかし、木綿売が眠っている間に木綿を盗まれてしまうという設定や、近隣の木綿売達を集め、彼らの商品の中から当該木綿売の符帳によつて盗品を見つけ出し、これを手掛りに盗人を詮索して捕らえる、という解決方法において、「石牌」に類似しており、翻案と見てよいと思われる。

翻案作品中、次いで成立年代が早いのは、比事物の一つである『本朝藤陰比事』³⁷の巻二の第五話「詮議動かぬ石仏の番」³⁸（以下「詮議」と略記）である。『本朝藤陰比事』は、『本朝校陰比事』を明らかに意識しており、内容もよく似たものが多いが、独自性を出そうとしてか、各話の冒頭に訴状を置くスタイルをとっている。この話も、木綿を盗まれた「木綿荷ひ売」の河内屋羽右衛門の訴状から始まるが、その概略は、次のようなもの

である。

河内屋羽右衛門は、普段通り木綿を担いで方々を回っていたが、くたびれて坂見町の裏町で荷を下ろし、居眠りしている間に荷を盗まれ、近辺を探しても行方が知れず、裁判を掌る地頭に「御慈悲に御穿議」下さるるように、と訴状によって願ひ出る。地頭は、羽右衛門の不注意を咎めた後、荷を下ろした辺りに石地蔵があつたと聞いて、その石地蔵が盗んだのだらうと言ひ、町内の者に、昼は三人、夜は五人ずつ地蔵の番をするように申し付ける。町内の者達は、地蔵の番のために忙しい家職を妨げられて難儀し、数日後に寄り合つて、皆が木綿を一疋ずつ出し合ひ、羽右衛門に与えることに決める。この提案を受けた地頭が、羽右衛門を呼び出し、町内の者が買ひ集めてきた木綿を見せたところ、羽右衛門は符帳を目印に自らの木綿二三疋を選び出した。それを手掛りに売主を吟味すると、町内に盗人がいたことが分かり、盗品は全て取り返した。

この話には、「石牌」にも「壬生」にもなかつた、町内の者が石地蔵の番をするという設定が付け加わっているものの、木

綿屋が居眠りをしている間に荷を盗られる点、裁判官が、荷を下ろした辺りにあつた石地蔵に目をつける点、近隣の者に木綿を出させてその中から符帳によって盗品を見つけ、盗人を割り出す点などは、「壬生」に酷似している。一方、「壬生」になく「石牌」のみ見える設定が付加されている部分はないことから、本話は、「石牌」を参照せず、「壬生」だけをもとに作られた可能性も高いと考えられる。

これとプロットにおいてきわめてよく似ており、かつ次に挙げた『大岡政談』中の「石地蔵吟味の事並木綿取返裁判の事」(以下「石地蔵」と略記)と表現上の共通性が目立つ作品が、『板倉政要後編』に見られる。『板倉政要後編』は、京都を舞台とした裁判話に編者の話末評を加えた全八十話を収めた作品で、『棠陰比事』や『智恵鑑』、『本朝桜陰比事』、『本朝藤陰比事』、『鎌倉比事』等の、古今の先行裁判話の翻案を多く含んでいるとされる。³⁹⁾したがって、成立年代は十八世紀前期より遡ることはなく、『板倉政要』の続編という形はとっているものの、正編とは違い、明確に文芸としての性格を持つ裁判物となっている。先行作品の模倣が甚だしいのが本書の特徴であるが、巻之二の第一話「木綿盗人の事」(以下「木綿盗人」と略記)も「詮議」の基本的な構造をそのまま踏襲している。すなわち、木綿

売が石地藏の傍で居眠りをしている間に木綿を盗まれて訴え、奉行が地藏に目をつけて「所のもの」にその番を命じ、迷惑した「所のもの」が寄り合つて木綿を出し合うことに決め、各々が持参した木綿の中から木綿売が印によつて盗品を選び出し、それをもとに犯人を突き止める、という話なのである。但し、むろん「詮議」と異なる点もあり、とりわけ末尾の相違は興味深い。この話では、奉行が盗品を持ってきた者を拷問にかけており、その結果、まさしく盗人本人であると白状したので、三十貫文の過料を出させ、それを、長く地藏の番をした褒美として「所のもの」に与え、皆が奉行の慈悲に感服したことになっているからである。「所のもの」に地藏の番をせよという申し渡しがあつた時は、誰もその意図が分からず迷惑したが、盗人が出て漸く「初よりの明察鑑の如し」と感じ入つた、との記述もあり、これを受けて、愚かな民を治めるには理だけでは上手くいかない、地藏を縛つて番をさせたのは、「奉行の民の愚を導て明に出さんとするの手だて」である、と賞賛する評語も付されている。『板倉政要後編』の各話の典拠となつているのは、翻訳のある『業陰比事』を除くと日本の作品のみの方ではあるが、作者が『龍図公案』のテクストを目にした可能性はあり、話末評という形式は、これに倣つたものとも考えられる。

これらの翻案に対し、十八世紀末、あるいは十九世紀に入つてから成立したと考えられる『大岡政談』の「石地藏」は、明らかに「石牌」を直接参照している。長さも「壬生」や「詮議」の二倍以上あり、「石牌」と対応する程度だが、その概略は以下のとおりである。⁴¹

室町の越後屋八郎右衛門の荷担である弥五郎が、請け負つた白木綿を背負つて本所中の郷を通りかかり、石地藏の前で一休みしようとして荷を下ろしたところ、眠つてしまい、木綿を盗まれる。探しても見つからないので、越後屋に戻つて話すと、木綿を売り払つて遊興に費やしたのだからと疑われ、宿元を頼つて弁償するように申し付けられる。弥五郎は、自らの油断で盗まれながら宿元に難儀をかけるのは気の毒であると思つて、身投げを決心し、朋友に語つたところ、朋友は、死ぬ気になつて南町奉行所の大岡越前守のもとに「駈込訴」をせよ、と勧める。弥五郎は言われたとおり南町奉行所に駈け込むが、門番が通さないので三日間食事もせず門前に留まり続け、そのことが大岡の耳に達して訴えが取り上げられる。弥五郎の話を篤と聞きただした大岡は、地藏が盗人の一味かも知れないと言つて同心に

地蔵の召し捕りを命じ、地蔵の吟味は見物してよいと触れ回らせ、地蔵を乗せた車を押しつつ数百人の見物人が白洲になだれ込んだのを見て、地蔵を引き据えて尋問を始める。そして、大勢押し入った者は何者か、と問い、吟味を見物するなど不届きである、と怒って門を閉じさせ、留め置かれた者達に、過料として白木綿一反ずつを納めさせる。大岡が弥五郎を呼んでその木綿を調べさせたところ、弥五郎が盗まれた木綿二反を選び出したので、これを手掛りに本所表町の盗賊二人を突き止め、盗品は取り戻した。その後、地蔵は名高くなり、縄をかけて願いをすると効き目のある、縛られ地蔵⁴⁶として、今も本所中の郷にあるという。

この話を「石碑」と比べると、石碑を裁判官が大声で叱責し、人々が興味津々で見物するという山場が、石碑を石地蔵に替える形で受け継がれており、門内に閉じ込められた人々から過料として木綿を得ようとする点でも共通する。その一方で、石碑の代わりに石地蔵を持ち出し、地蔵が盗人の一味ではないかという疑いを大岡が述べていることから、少なくとも「壬生」、「詮議」、「木綿盗人」のいずれかは参照していることも確かである。以上の梗概にも表れているように、中国の原話およびその

ヴァージョンと、日本の四種類の翻案との間には、様々な相違が見受けられるが、両国の裁判観とその変容を克明に映し出す点として、第一に、裁判官と当事者との関係の相違は目につく。裁判官の当事者に対する態度について言えば、まず「石碑」の場合、包公は、誰に対しても公平であるが厳しい。彼は、被害者の柴勝が宿の主人呉子琛を訴えた時、初めは証拠のない訴えを取り上げることが拒否するが、なおも柴勝が再三訴えると、相手方の呉子琛も呼んで双方の言い分を聞く。しかし、先述のとおり、二人を収監して三日経っても手掛りがないと、双方を十回ずつ板で叩くという処分を加えた上で家に帰している。また、盗賊に対しては、「皮開肉綻」、「完膚」なき状態になるまで役人に打たせた、とあり、日本の翻案に見える裁判官よりも容赦がないという印象を与える。「壬生」においては、盗人が明らかにになったとしか書かれておらず、「詮議」と「石地蔵」では、盗人が「御仕置」を仰せ付けられたとはあるが、拷問が行われたことを示す記述はなく、「木綿盗人」においてのみは、奉行が拷問を行ったとあるものの、その具体的な様子は述べられていないからである。体罰や拷問といった身体を傷つける描写については、裁判以外の問題とも広く関わる意識の相違として、別途の考慮が必要であるとも考えられるが、そうした描写

を除いても、包公の被害者や犯罪者に対する態度は、日本の翻案に見える裁判官よりも厳しい。但し、包公が、証拠のない柴勝の訴えをすぐには取り上げようとしなかったことや、柴勝に木綿を見せる際、最初にわざと違う布を出して人物を試すというところが、慎重に真実を究明しようとする優れた裁判官というイメージにも繋がるように、その厳格さは、包公に対する読者の肯定的な評価を支える役割をも果たしている。

一方、翻案に見られる裁判官は、概して包公に比べ厳しさを欠くが、翻案内部における相違も顕著である。例えば、最も初期の翻案である「壬生」において、「周防守」は、被害者の木綿売の訴えを、計略のため一旦突き捨てているが、その際、居眠りをして荷から目を離れた木綿売の不注意を咎めることは一切ない。地蔵の前に荷を置いたならば地蔵以外に疑わしい者はいない、と笑っており、木綿売の立場から見れば頼りないものの、読者には寛大さや親しみやすさを感じさせるともいえる。

これに対し、「詮議」において裁判を掌る「地頭」は、被害者や関係者に対して、より威圧的である。被害者に向かって、「身上ありたけを荷ひ出で、諸人往還の海道にて昼寝するほどの不届きものなれば、盗まれたるは尤なり、屏を越壁を穿ちてさへ盗む世の中に、おのれが油断よりかゝる不調法を何として詮議

の手が、りあるべし」とまずその過失を責め立て、叱りつけている。また、坂見町の荷を下ろした場所の側に石地藏があったと聞くと、「惣じて其坂見町の裏店には、商売たしかならざる者共の住家ときけば、石仏まで行跡よろしからず」と町の者に対する蔑視とも受け取れる発言をした上、町の者に石地藏の番をするように厳しく申し渡している。

こうした権威主義的な態度は、「石地藏」の「大岡越前守」にも見受けられる。例えば、大岡は、石地藏の吟味を見物に来た者達に向かって、故意に怒ったふりをするためとはいえ、「天下の裁断所へ自儘に入込みしは不届至極の奴們」と述べているのである。但し、被害者に対しては甘く、その過失を責めることは決してない。下役人が放置した被害者弥五郎の訴えをすくに取り上げ、その話をじっくりと聞いた上で、「其方、地蔵菩薩は国土を守る仏なれば、此処へ置く時は氣遣なしと安堵して居眠りたる故、荷物を取られしと見えたり。是油断とは雖も名に負ふ地藏に似合はず、盗まれるを知らぬとは仏たりとも其儘に差置き難し。」と地藏を責めるだけである。そして、木綿が見つかると、「以後は心付け、休むとも仏に苦勞を掛けるな。」と諭しており、パターナリスティックであるともいえる。「石地藏」よりも少し前に成立したと思われる「木綿盗人」の「奉

行」も、この大岡に近い。木綿売の過失を咎めることはせず、「所もの」に対しては、地蔵の番を厳しく命じるものの、それを果たした後には褒美を与える、という形で対応しているからである。

このような裁判官の態度の相違に対応して、裁判官および裁判に対する当事者の意識も異なっている。「石牌」において、宿で木綿を盗られた柴勝は、管理責任の追及という形で、宿の主人を相手取ってすぐに訴え、包公に直接会って言葉を交わし、一旦断られても、再三にわたって訴えを繰り返す。ここからは、柴勝が訴訟を起こすことに対して心理的な抵抗をあまり持たず、おらず、裁判官と当事者の距離も近いことが窺える。『龍図公案』中の他の話においても、当事者が訴訟を起こすことに対して強い抵抗感を示している例はないことから、被害者柴勝の意識は、学問のある地方の青年というその特性に由来するものでは必ずしもなく、より一般的に共有されているといえる。

これと比べると、日本の翻案から窺える、人々の裁判に対する心理的距離は、より大きいように見えるが、ここでも翻案内務部における相違がむしろ目立つ。まず、「壬生」では、木綿売は、木綿がなくなったことをもって壬生の寺内の者を正面から相手取って訴え出る、ということとはしないものの、「寺内ノ者モ取

ケルニヤ」、と京都所司代の周防守のもとに訴え出ており、周防守はこれとすぐに対面して直接言葉をかけている。したがって、裁判ないし裁判官に対する当事者の距離感は、「石牌」にかなり近いといえる。

だが、「壬生」のやや後に成立したと考えられる「詮議」においては、被害者と裁判官たる「地頭」との間の会話の言葉遣いなどに、両者の間の上下関係・力関係が強く現れている。訴状の文言は定型的なもので、『本朝藤陰比事』に含まれる他の話の訴状ともほぼ共通するが、そこに「御慈悲に御穿議被下候はば、ありがたく可奉存候」等の謙った一節が含まれており、レトリック上のこととはいえ、当事者が裁判官の慈悲を乞い詮議してもらおう、という構図が成立していることは、注目すべき変化と考えられる。「地頭」の威圧的な態度にも鑑みると、作者・読者の意識において、裁判官の権威化が進行していると見られるからである。

この点については、「木綿盗人」は「詮議」ほどではなく、当事者と裁判官の距離がもう少し近いように見える。しかし、奉行に地蔵の番を命じられた「所のもの」達が、木綿を出し合うことで「御赦免」下さるよう申し出たと書かれていることや、最後に地蔵の番の褒美をもらおうと奉行の慈悲に感服するこ

などに鑑みると、「壬生」よりは裁判官と当事者との力関係が明白になっているといえる。

このような変化は、「石地蔵」に至って最も顕著になる。この話では、請け負った木綿を盗られた弥五郎は、自ら弁償するように迫られて進退窮まっても、初めは奉行所に訴え出ることなど思いも及ばず、身投げして詫びることを考える。しかし、朋友に、「南御番所の大岡越前守様は当時名譽の御奉行」であるから「駆込訴」をしてみよ、と勧められ、「御取上なき時は直に身を投げ相果てる覚悟」をして訴え出る。しかも、奉行所の門番の下役人はその訴えをすぐには取り次ぐとせず、弥五郎が三日間食事もせずに動かないのを見て漸くその旨を大岡に伝え、大岡が「人命を助くるは重き事なり」と言って直ちに弥五郎を呼び出したことで、初めて訴えが取り上げられることになるのである。すなわち、弥五郎の側に、裁判に訴えることに対する大きな心理的抵抗や裁判官に対する恐れがあるからこそ、下役人を飛び越し、一町人の訴えを迅速に取り上げてじっくりと聞き、温情ある言葉をかける、という大岡が、稀代の名奉行とされるわけである。

裁判官と当事者との関係をめぐる、このようなテキスト間の相違には、複数の要素が絡んでいると思われるが、その中に、

テキストの読者の問題が含まれることは疑いない。前述のごとく、公案小説の読者には、裁判をする役人の側に立ちうる者も少なからず含まれており、裁判に訴えることへの抵抗も少ないと考えられるのに対し、『本朝藤陰比事』や『板倉政要後編』、『大岡政談』等の読者の殆どは、裁判を受ける側の町人で、裁判官に対して心理的な距離があり、これを権威あるものと捉える傾向も強く、そうした裁判官像が受け入れられやすかったと思われるからである。唯一『板倉政要』の裁判官に、権威主義的な態度が見られないことも、本書が他の裁判物とは多少異なる位置付けを持つており、主たる読者が、町人の中でも比較的裕福な家持層であったと推測されていることと、無関係とは言えないであろう。

こうした読者層の問題とも関わり、裁判観の相違と変容を示す第二の点として、事件解決のためにとられた手法の変化も見逃せない。いずれの作品においても、裁判官は、贓物を押さえることが事件解決の鍵になると考えて一計を案じているが、贓物を探し出すために用いる手段がそれぞれ異なる。

「石牌」では、石牌を「犯人」扱いして打擲することにより人目を引き、近隣の見物人を多く引き寄せて贓物を得ようとする。人集めのやり方には工夫が凝らされているが、自分の売っ

ているものを過料としたため、聴五齋の評語にあるとおり、布商人が見物に來なければ贓物を得ることはできず、成功率の高い方法とはいえない。このことは、本話の作者や読者が、現実の捜査や裁判において高い効果を上げうる精緻な手法よりも、派手で奇抜な手法に興じる傾向があったことを示唆していると思われる。また、本話は、包公の名裁判話の一つと位置付けられてはいるものの、必ずしも包公の手腕に焦点があるようには見えない。とりわけ話の後半部では、包公の機知よりも、盜賊が贓物の印を書き換えたにもかかわらず見事にそれを見つけ出した被害者柴勝の活躍が目立ち、全体としては、儒学を学び両親の教訓に従い嘘をつかない誠実な被害者が救われ、平素から人々に害をなしていた賊が退治されるという、儒教的観点に立った勸善懲惡のメッセージが色濃く打ち出された話になっている。しかも、こうした儒教的価値観は、「石牌」のヴァージョンの中でも、日本の翻案者が参照したと思われる評語付きの百則本『龍図公案』のテクストに、最も強く表れているといえる。⁴⁴

にもかかわらず、いずれの翻案にも、勸善懲惡の考え方は表れているものの、儒教との関連を示す記述は乏しく、敢えて言えば「木綿盜人」の話末評に多少窺える程度であり、むしろ贓物を得るための手法自体に、より関心が集中している。まず「壬

生」では、当該事件を取り上げることが諦めたふりをして犯人を油断させ、贓物を手放すように促す一方、密かに洛中洛外の木綿売を集めて流通経路をしっかりと押さえる、という手法がとられる。この前半部分は、恐らく、偽の犯人を処刑したように見せかけ、当該事件が既に解決済みであるかのようなふりをして真犯人を油断させるといふ、『棠陰比事』の「向相訪賊」(二)または「道讓詐囚」(一八)の趣向に倣ったものではないかと思われるが、全体として、「遠慮ノ捌キ」という京童の評に値する、よく考え抜かれた効率的な手法であるといえる。

しかしながら、「壬生」の手法が「石牌」に比して地味で奇抜さに欠け、娯楽的要素に乏しいことは否めない。この点、「詮議」や「木綿盜人」では、「壬生」の設定を引き継ぎながらも、石地藏を活用し、町の者を動員する、という大掛りな手法を使って、違った面白みを出している。この手法は、瀧川政次郎氏が非難するとおり、「一人の盜難者の利益の爲めに、多くの所の者の利益を犠牲にした」⁴⁵ものではあるが、町内に犯人や贓物を買った者がいる可能性がきわめて高い状況下において、町中の者に、その利益を犠牲にさせる形で連帯責任を負わせるからこそ、彼らを心理的に追い詰め、贓物を手放しやすくさせることも確かであり、巧妙な手法という見方もできよう。

近隣の者を動員するという手法は、「石地蔵」においても使われているが、こちらでは、その際、「石牌」に倣い、石地蔵を捕らえ裁判にかけることで大勢の見物人を引き寄せようとしており、さらに外連味が強い⁴⁶。また、近隣の者に連帯責任を負わせるような形式をとる際に、「詮議」や「木綿盗人」の裁判官が、閉鎖性が強くまとまりのある集団として町内の者や「所のもの」を特定できたのに対して、「石地蔵」の大岡は、盗みの現場である本所中の郷から南町奉行所までの地域に住む人々という、より広範囲にわたる集団を、粗く対象としている点も異なる。この点は、それぞれの舞台となっている、現実の近世中期の上方の町人社会と、近世後期の江戸の町人社会とが、その規模や流動性において異なっていたことと関係していると思われる。後者の場合、賊物を探し出すのは「層困難であるため、石地蔵を運ぶ際に、地蔵の吟味は見物してよいと触れ回らせてできるだけ多くの人を集め、奉行所の中に取り残された全ての人から木綿を取ろうとする」といった、「石牌」にはない特別の工夫を凝らしたとも考えられる。

このように、裁判官の手法の相違はテクストを生み出した社会の相違を映し出すが、仮に手法に類似性があっても、その評価や、それが当該社会において持つ意義が異なるということも

ある。そのことは、『龍図公案』の包拯と『大岡政談』の大岡忠相が、それぞれのテクストが流行した社会において決定的に異なる位置を占めていることにも表れている。すなわち、両者は共に、それぞれの国を代表する名裁判官で、人目を驚かすような鮮やかな手法をよく用いるという点では共通する。しかし、包拯は、明代の『百家公案』や『龍図公案』等の読者にとって、遙か昔の別の王朝の役人であり、これらのテクストにおいて包拯を名裁判官として讚美すること自体が、裏返せば、そのような裁判を行っていない当代の役人に対する批判となる面を持つ。これに対し、『大岡政談』が流行した十八世紀末から十九世紀前期の読者から見ても、大岡は、既に死去しているとはいえず、徳川幕府の役人である。したがって、大岡の名によって、現実の彼とは無関係な様々な裁判説話が引き寄せられ、講談や小説の形にまとめられて町人の中で人気を博することは、幕府にとつてもむしろ都合であったと思われる⁴⁷。裁判物は、裁判手引書や公案小説の翻訳・翻案から出発しながらも、その社会において、原本とは対照的ともいえる意義を持つようになっていたのである。

結、裁判物にみる裁判観とその意義

ここまで、『棠陰比事』・公案小説とその翻案たる裁判物のテクニクスと比較し、主として後者の特徴とその変容を明らかにしてきたが、最後に、裁判物から窺える人々の裁判観についてまとめておきたい。

裁判物の成立の意義として第一に挙げられるのは、それが、裁判に対する知識も関心も乏しかった多くの人々の意識を変え、重要な契機となったことであろう。裁判と関係する文書や、裁判に何らかの形で触れる文芸は、以前から存在したが、裁判話のみを集めた裁判物は従来なかったものであり、その成立は、町人にまで及ぶ広範囲の人々が、当時における「裁判」を、様々な行政作用と渾然一体となった形ではなく、行政の一環ではあるがその一分野として、明確に選り分けて意識するようになったことを示していると思われる。しかも、『棠陰比事』や公案小説に共通して見られた、真実を突き止め、不正や冤罪をなくすことを裁判の究極目的とする理念が、裁判物に受け継がれたことは無視しえない。理念の内容は陳腐ではあるが、それが裁判を受ける側の民衆にまで広く受け入れられ、彼らの間に、漠然としたものではあっても、一定の「裁判観」と呼びうるものが形成されたのは、日本史上、この時が初めてであったといえるからである。

もつとも、裁判観の内容を、より具体的に見てゆくと、中間で様々な相違があることも明らかになった。例えば、裁判物においては、原本と異なり、二例の事案を対比する形式がとられていないことに端的に表れていたように、裁判過程に対する関心やこれを慎重に吟味・批判する態度が弱まっていることは確かである。実際、『棠陰比事』でさえも娯楽のための文芸として捉えられることの多かった近世日本において、裁判物が、裁判や立法を司る役人に対して、個別的問題の解決の指針を提示するといった形で影響を及ぼすことは、殆どなかったと思われる。裁判物が成立して間もない十八世紀前期に、徳川吉宗の命で、法令集や先例集の編纂を中心とする法整備が進んでおり、これに裁判物が何らかの影響を与えた可能性はあるが、そこに直接的な連関を見出すことはできない。

また、「石牌」とその翻案の相違に示されるように、日本では、中国と違って、裁判を儒教の価値観と関係付ける見方は弱く、裁判官は、この観点からではなく、専ら真実を解明し事件を解決する手法の巧みさによって評価される傾向がある。但し、その手法は、閉鎖的な地域社会における人々の心理を上手く突いたものであることが多いとはいえ、現実的・効率的である必要は必ずしもなく、特に時代が下るほど、地味でも着実に証拠を

得て事件を解決しようとする裁判官よりも、人目を引く奇抜な手法を用いる裁判官が好まれるようになっていく。さらに、読者の拡大に伴い、裁判に対する関心は、より下層にまで浸透してゆく一方、裁判官像の権威化が進み、パターナリステイックな裁判官が望まれ、一般の人々の裁判に対する距離感は、狭まるどころかむしろ広がっていったように見える。

このような、近世日本における裁判観の形成と変容は、確かに中国のテクストの受容を契機としていたが、その過程全体を、中国法文化の導入とその日本化、と括ってしまうことは必ずしも妥当でない。その理由としては、第一に、裁判過程以外の要素の流入や体制迎合的な傾向の強まりといった、一見「日本化」の進行とも見える裁判物内部での変化とよく似た通時的変化が、中国の公案小説の内部において、とりわけ明代末期から清代にかけて起きていることが挙げられる。⁴⁸ 第二に、より注目すべきこととして、比事物をはじめとする十八世紀初期までの裁判物においてのみ、その後の裁判物とも『棠陰比事』や公案小説とも違って、民事関係の事例が刑事関係の事例に匹敵するほど多いという、独自の特徴が見られることが指摘できる。帝政時代の中国においては、全ての裁判は——刑罰を結果する可能性を含んでいるという意味で——刑事裁判であったといっても

誤りではないと言われており、⁴⁹ 古代にその律令制を受容した日本の前近代においても、中世の土地争いに関するものを除くと、「民事裁判」に対して強い関心が寄せられることは稀であった。したがって、十七世紀後期以降、なぜ一時的に、土地争いに限られない「民事裁判」が注目を浴びたのか、という問題は、きわめて重要な意義を持つといえる。この問題の鍵を握っているのは、「石牌」の翻案にも垣間見えた、当時の上方の町人社会の構造ではないかと思われるが、その本格的な分析に着手することは、今後の課題としたい。⁵⁰

(1) 江戸時代における明律研究とその影響については、差し当たり高塩博『江戸時代の法とその周縁——吉宗と重賢と定信と——』（汲古書院、二〇〇四）、大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』（同朋舎出版、一九八四）参照。

(2) 仮刑律・新律綱領・改定律例のテクストと解説は、石井紫郎・水林彪校注『日本近代思想大系七 法と秩序』（岩波書店、一九九二）参照。

(3) 日本では、近世以前においては、裁判物というジャンルが存在しないばかりでなく、裁判に関する説話自体が

少ない。Suth Thompson, *Motif-index of folk literature: a classification of narrative elements in folktales, ballads, myths, fables, medieval romances, exempla, fabliaux, jest-books, and local legends* (Bloomington, Indiana University Press, 1955:58)によれば、ヨーロッパはもちろん、インド・オセアニア・アメリカ等を含む世界各地に、非常に古い時代にまで遡る、裁判や法に関するフォークロアが多数存在することに鑑みると、この点は日本の法文化のあり方を考える上で注目に値すると思われる。

- (4) 瀧川政次郎『棠陰比事の研究』(『法律史話』巖松堂書店、一九三二)によれば、『棠陰比事』が初めて日本に輸入されたのは鎌倉時代であると見られるが、広く普及するようになったのが、十七世紀初頭の林羅山による受容の後であったことは疑いない。なお、本書の書誌情報については、島田正一郎『疑獄集・折獄龜鑑・棠陰比事』(滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三)およびR. H. Van Gulik, *T'ang-Yin-Pi-Shih: Parallel Cases from under the Pear Tree* (Leiden, E. J. Brill, 1956)参照。本文は、四部叢刊続編(上海・商務印書館、一九三四)に収められた一冊・一卷本のテキストを参照したが、解釈については、邦訳本(駒田信二訳『棠陰比事』岩波文庫、一九八五)も参考にした。なお、本稿において、事例のタイトルの後の()内の数

字は、邦訳本において付されている事例番号を示している。

- (5) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八四)三一一〇頁。

(6) 地方官が、行政の一環として犯罪捜査も裁判も共に担当するために、手引書も双方に関わるものとなっている。敢えて言えば捜査の参考になる記述の方が多いように見えるが、法医学的な見地から検屍等に用いるために書かれ犯罪捜査にも役立つ『無冤録』・『洗冤録』等の書と区別するために、以下では裁判手引書の語を用いることとする。

(7) 『疑獄集』および『折獄龜鑑』についての書誌情報は、島田前掲論文参照。『折獄龜鑑』は、裁判事例を「積冤」・「弁誣」・「鞠情」・「議罪」・「宥過」・「懲惡」・「察姦」・「覈姦」・「摘姦」・「察慝」・「証慝」・「鈎慝」・「察盜」・「迹盜」・「譎盜」・「察賊」・「迹賊」・「譎賊」・「蔽明」・「矜謹」の二十項目に分類し、各項目の中では事例を時代順に並べ、殆どの事例に編者鄭克自身の評語を付す、という形式をとっており、法制史研究の史料として、この種の書物の中で最も重視すべきものであるとされている。本書、とりわけ鄭克の評語の意義については、Colin Hawes, "Reinterpreting Law in the Song: Zheng Ke's Commentary to the 'Magic Mirror for Deciding Cases'"

(8) *Journal of Asian Legal History* 1, 2001) が詳細な検討に基づいて明らかにしている。

(9) この理念は、『折獄龜鑑』の鄭克の評語の中に繰り返し現れるが、『棠陰比事』はこの書から事例をとった場合には鄭克の評語も引用しているため、それがテキストに流入することになる。

(10) 島田前掲論文によれば、明の正統年間(一四三六―一四九)になると、呉訥によって『棠陰比事』のテキストに手が加えられ、事例を八〇に絞り、刑罰の重い順に並べ替えて評語を付した、新たなテキストが出現する。この改変は、テキストの性質を一変させるものであり、特に事案の解決方法等に基づき二例を一对とするという形式を変えたことは、裁判に携わる者のための手引書という元来の意図から見た本書の価値をむしろ減殺していると思われるが、日本においては、一四四事例のテキストが広く流布し、呉訥のテキストはあまり普及しなかったため、ここではこの問題には踏み込まない。

(11) Ann Walner, "From Casebook to Fiction: Kung-an in Late Imperial China" *Journal of the American Oriental Society*, Vol. 110, No. 2, Apr. Jun. 1990) p. 289.

(12) 当該写本は内閣文庫に所蔵されており(請求番号三〇〇一〇〇二〇)、実際に閲覧した。

(13) 朱点は句読点として打たれており、朱線は、人名であ

れば中央、地名であれば右、というように位置を変えつつ、固有名詞について引かれている。

(14) 本書については、東京大学総合図書館に移管されている南葵文庫に含まれる版本(請求番号七一―一八三六)を閲覧した。本書は、林羅山没後の明暦三年(二六五七)に初めて刊行されているが、閲覧した版本の刊行年は不明である。当該版本は、三巻六冊から成り、本文は、田澤によって校訂された元代の版本ないしその系統本をもとにしたものである。田澤と桂万榮の序、目録、本文(事例の出典と鄭克の評語を含む)が、振り仮名・訓点・朱点・朱線を付した漢文で全文引用されており、事例毎に、本文の内容、出典、鄭克の評語のそれぞれにつき、漢字片仮名交じり文の説明が付されている。また、各事例の冒頭の上部の余白には、「釈冤」・「察姦」等の分類も記されている。なお、タイトルについては、「棠陰比事加鈔」という表記の方が多く見られるが、「棠陰比事加鈔」という表記も混在している。

(15) 本書についても、『棠陰比事加鈔』と同様、東京大学総合図書館に移管されている南葵文庫に含まれる写本(請求番号七一―一三三九)を閲覧した。当該写本の成立年代は不明であるが、三巻三冊から成り、上巻の「張受越訴」(三三九)・「裴命急吐」(四〇〇)・「王質母原」(四一)の三例に明らかな錯簡が見られる。初めに「釈冤」・

- 「察姦」・「覈姦」・「弁誣」・「摛姦」・「証慝」・「鞠情」・「迹賊」・「譎盜」・「蔽明」・「議罪」・「迹盜」・「懲惡」・「鈎慝」・「察盜」・「察慝」・「宥過」という十七の分類が掲げられ、それぞれにつき漢字片仮名交じり文で説明が付されている。その後、すぐに事例の説明に入るが、漢文の本文は引用されておらず、訓読文に近い漢字片仮名交じり文の説明のみが記され、その後、段落を変えて林羅山の評語が付され、「此段迹賊」といった記述で、事例の分類が明示されている。事例の出典は省略されており、鄭克の評語の説明もないが、時に羅山の評語の中に組み込まれる形で、鄭克の評語が引かれることはある。各事例の末尾に、当該事例に現れる裁判官の、正史に見える伝が、訓点付きの漢文で引用されており、事例によっては、律や『無冤録』等の漢籍から、関連する記述が引用されている。なお、大久保順子『棠陰比事』系列裁判話小考——「諺解」「加鈔」「物語」の翻訳と変容——（『香椎潟』四四、一九九八）は、『棠陰比事諺解』と『棠陰比事加鈔』の翻訳内容を比較してその相違を指摘し、両書が羅山の講義を聞いた門人の著作と考えられることを、その相違の一因として挙げている。
- (15) 『棠陰比事加鈔』巻上之上「錢推奴叔」(二)。
- (16) いずれも内閣文庫に所蔵されている（請求番号は、順に、三〇〇一〇〇五七、三〇〇一〇〇五六、三〇〇一〇〇六二）。
- (17) 内閣文庫所蔵の林家の蔵書には、『棠陰比事』（請求番号三〇〇一〇〇四六）、『新鐫国朝名公神断詳情公案』（請求番号三〇〇一〇〇六三）、『新刻海若湯先生彙集古今律条公案』（請求番号二九六一〇〇八）等が含まれており、昌平坂学問所の蔵書としては、『棠陰比事』（請求番号三〇〇一〇〇五三）や『新評龍図神断公案』（請求番号三〇九一〇〇二五）がある。
- (18) 東京大学総合図書館に所蔵されている、山本北山の序文が付された、三巻三冊からなる『棠陰比事』（須原屋伊八版本、刊行年不詳、請求番号一一一四二二）を参照した。
- (19) 朝倉治彦編校『未刊国文資料 未刊仮名草子集と研究』（『未刊国文資料刊行会、一九六〇（一六六）の中に翻刻されている）。
- (20) 中村武夫『棠陰比事物語について』（『書誌学』二、一九六六）七四頁。
- (21) 十七世紀後期に刊行された、京都所司代板倉勝重・重宗・重矩の裁判説話を含む『板倉政要』や、安楽庵策伝が著し、寛永五年（一六二八）に京都所司代板倉重宗に贈った、裁判話を含む笑話集『醒睡笑』等。
- (22) 栗林章『日本桃陰比事考』（『大阪商業大学論集』一四、一九六〇）によれば、刊行されて間もない正徳年間（一

- 七一―一六）末期から享保年間（二七一―三六）初期に『本朝藤陰比事』に改題され、再版されている。
- (23) 裁判物の各作品の原本を明らかにした研究としては、差し当たり麻生磯次『江戸文学と支那文学』（三省堂、一九四六）第四章「裁判物の展開と支那文学の影響」参照。
- (24) この点については、Robert Lewis Dunham-Stewart, "The Sung magistrate and the fundamental importance of the "T'ang-Yin-Pi-Shih" in Chinese literary evolution" (Georgetown University, Ph. D. dissertation, 1990), Chapter IV 参照。
- (25) Walner 前掲論文は、明代の公案小説は、文体の面ばかりでなくモラルの面でも保守的で、白話小説よりは、文言小説である才子佳人小説に近い、と指摘している（二八四―二八五頁）。
- (26) 後掲の『龍図公案』の「石牌」において、読者が一定の同情を抱くことが想定されていると思われる被害者は、儒学を学んだ地方の青年であるが、翻案においてその設定は全く受け継がれていない。中でも最も年代が下った『大岡政談』の「石地藏吟味の事並木綿取返裁判の事」では、江戸の借家住まいの貧しい荷担ぎに替わっている。このことは、『公案小説』と裁判物の読者層の相違を示しているように思われる。
- (27) 「向相訪賊」(一)・「符融沐枕」(五七)・「従事函首」(一二七)等。なお、元和五年の写本と『棠陰比事加鈔』と『棠陰比事諺解』を比較すると、三者のいずれかに錯簡があったり分類が抜け落ちていたりする事例は見られるが、分類が食い違っているという事例はない。
- (28) 根ヶ山徹『龍図公案』編纂の意図（『中国文学論集』十四、一九八五）一一〇頁。『龍図公案』と先行の公案小説集との関係については、Y. W. Ma, "The Textual Tradition of Ming Kung-an Fiction: A Study of the Lung-t'u Kung-an" (*Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 35, 1975) を参照。
- (29) 阿部泰記『包公伝説の形成と展開』（汲古書院、二〇〇四）一三三―一三四頁。
- (30) 根ヶ山前掲論文一一七―一二二頁。根ヶ山氏によれば、評語の付された百則本が最初に刊行され、その評語を省き文章を刪定する形で無評語本が成立したという。
- (31) 内閣文庫には、聴五齋の評語が付された『龍図公案』（請求番号三〇九一〇〇二四）が現存する。
- (32) この部分については、有坂正三『包青天奇案 中国版・大岡越前の物語』（文芸社、二〇〇六）二六―三七頁において、別の解釈が提示されている。原文は、「包公道此布首尾印記不同你這客人縁何認得柴勝道其布首尾印記雖被賊換過小人中間還有尺寸暗記可驗相公不信可將丈尺

量過如若不同小人甘当認罪包公如其言果然毫末不差」となっており、有坂氏は、この中の柴勝の言葉（「其布首尾一甘当認罪」）を、「その布の始めと終わりの印は、彼によって変えられてはいますが、わたしはまん中にさらにかすかな隠し目印をつけてございますので、調べることもできるのです。相公がお信じになりませんのでしたら、はかつてごらんになり、もし同じでなければ、わたしは甘んじて罪を認めます。」と解している。この解釈は、文言上成り立ち得るものであり、前半部分の、「中間」を「首尾」と、「暗記」を「印記」との対比において捉える点は、むしろ優れるように見える。しかし、このように解した場合、長さ（「丈尺」）を測るべきであると言われた包公がその言葉通りにしたところ、僅かな違いもなかった（「毫末不差」）、という後の部分に、論理的に上手く繋がらないという問題が起きる。したがって、後半部分の文言を生かす本文の解釈の方が、全体としては整合的ではないかと考えた。なお、近世日本の翻案には、隠し目印を証拠とするものも覚えていた寸法を証拠とするものも存在しないため、翻案者達がこの部分をいかに解釈していたかは特定できない。

(33) この点に関連して、Wolfgang Bauer: "The Tradition of the "Criminal Cases of Master Pao" Pao-kung-an (Lung-t'u kung-an)" (*Oriens*, Vol. 23, 1974) が「詩は行爲

から距離をとる意味を持つものであり、『龍凶公案』が『百家公案』から作品を採録する際に詩を省いたことは、読者が立ち止まって考える機会を奪い、作品を散文的・現実的にする傾向を強め、話の性質全体を根本的に変えてしまった、と鋭く指摘していること（四四五～四四六頁）は注目される。

(34) 滋賀前掲書によれば、清代において、知州知県には、地方行政長官としての職責の遂行上必要があれば何時でも枷号以下の体罰のような強制手段を発動することがその権限として認められ、裁判においてもそれが利用されたとのことであり、実際、判語の中には、法規上の根拠が示されないままに、「杖責」、「掌責」等の体罰が行われている例が枚挙に暇がなく現れるという（二七三～二七四頁）。宋代の判決集『名公書判清明集』や明代の公案小説にも、このような法規上の根拠が不明な体罰の例が散見することから、この点については、宋代や明代においても清代と同様の状況であったと思われる。

(35) 本書について詳しくは、熊倉功夫『寛永文化の研究』（吉川弘文館、一九八八）第三部第一章『板倉政要』と板倉京都所司代」参照。

(36) 東京大学法学部法制史資料室所蔵の『板倉政要』十三巻本の写本（成立年不詳、請求番号甲二一四五一）による。但し、旧字体および異体字は、正字に改めてある。

熊倉功夫氏が京都大学所蔵の『板倉政要』十巻本を底本として翻刻したテキスト（熊倉功夫「史料翻刻『板倉政要』第六巻～第十巻 裁判説話の部」、筑波大学歴史・人類学系「歴史人類」十五所収、一九八七）と比較したが、相違するのは、読点の打ち方と、濁点と送り仮名の付け方、漢字の表記法、および「前兼板倉殿」が「前廉板倉殿」になっている点のみであり、いずれも話の内容には影響しない。

- (37) 国書刊行会編『近世文芸叢書第五 小説』(国書刊行会、一九二一)所収。原題は『日本桃陰比事』であったが『本朝藤陰比事』に改題されたことは、前述のとおりである。本書の特徴については、栗林前掲論文および松村美奈「裁判小説『本朝藤陰比事』について」（『愛知論叢』六三、一九九七）、「日本桃陰比事」における裁きについて——先行説話・断本等との比較から」（『愛知論叢』七七、二〇〇四）、「日本桃陰比事」についての一考察——中国の裁判話との比較から」（『愛知論叢』七八、二〇〇五）参照。

- (38) 杉本好伸・劉穎「資料翻刻 宝永六年刊『日本桃陰比事』」（『安田文芸論叢 研究と資料』安田女子大学日本文学科事務局、二〇〇一）によれば、本話は、宝永六年刊行の『日本桃陰比事』においては、巻之二の五として「ぬす人になる地蔵めいわく」というタイトルを付され

ている。但し、『本朝藤陰比事』のテキストと比較したところ、濁点の有無および「料簡」か「了簡」かといった漢字表記が異なっているのみであり、内容には全く相違がない。

- (39) 大久保順子「翻刻『板倉政要後編』（上）——巻一（巻七）——」（『文芸と思想』六三、一九九九）七八頁。国立国会図書館所蔵の本書のテキストについては、大久保氏のこの論文および「翻刻『板倉政要後編』（下）——巻八～巻十五——」（『文芸と思想』六四、二〇〇〇）を参照した。

- (40) 各話の典拠および類話については、大久保順子「『板倉政要』「統編」諸本考——『板倉政要後編』をめぐって——」（『香椎潟』四五、一九九九）参照。

- (41) 『大岡政談』は講談から発達したためもあって、異なるヴァージョンのテキストが多く存在する。麻生前掲書によれば、本話にも複数のヴァージョンがあるようだが、ここでは塚本哲三編『大岡政談』（有朋堂文庫、一九一四）所収のテキストに拠った。

- (42) 縛られ地蔵という着想は、『太平記』巻二四「三宅・荻野謀叛事付壬生地蔵事」からもヒントを得たものではないかと推測される。

- (43) 熊倉前掲書二八〇頁。

- (44) この点は、Bauer 前掲論文が、「百家公案」と『龍図

公案』のテクストを比較し、主に採録された作品の性質の相違を根拠にして、前者から後者への改変は、儒教的観念を強調し、家族や官僚に対する批判を最小限にするという意味を持っていたと述べていることと、整合するように思われる。

(45) 瀧川政次郎『日本法律史話』六九「大岡の木綿さばき」

(ダイヤモンド社、一九四三) 二七一頁。

(46) この点に関し、石井紫郎「嘘の効用」と大岡裁き」(『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六、初出は一九七三)が、「大岡政談」を、その間接的な種本である中国の『棠陰比事』と比較すると、後者では裁判官たる者が真実発見のために心得ておくべき具体的な教訓、技術などを述べることに主眼がおかれているのに対し、前者では、いかにもケレン味が勝っている。」とし、さらに、「ケレン味といえば石の地蔵を逮捕する話は最も極端である。」と述べていること(二五一頁)は、きわめて妥当であると思われる。但し、石地蔵吟味の事例が、中国の公案小説の翻案であることを考えると、石井氏の論文では明示されていないもの、もし「ケレン味」を、中国と対比した場合における『大岡政談』ないし日本の裁判物の特徴として位置付けるとすれば、問題があると思われる。

(47) 『板倉政要』やその続編の流行と板倉父子の関係も、

基本的には大岡のケースに近いといえる。

(48) 阿部前掲書によれば、清の石玉崑は、従来の包公説話を改変して新たな包公説話を作り上げて語ったが、その際、天下の秩序を重視し、皇帝や皇后等の犯罪を糾弾する話や包公自身の失敗談を外したという(三六三―三八一頁)。また、鳥居久靖「解説」(『中国古典文学大系四八 三侠五義』平凡社、一九七〇)によれば、この石玉崑の語りの筆録をもとに作られた『三侠五義』は、従来の公案小説とは違って、公案小説と武俠小説を合わせたようなものとなっており、正義のためには聖旨にも抗うという包公の精神が薄れているという。

(49) 滋賀前掲書五頁。

(50) 民事関係の裁判話が、軽妙で機知に富むという特徴を持つことや、それらを多く含む作品の作者が上方の俳人であること、さらに、日本においては抒情詩の伝統が強固に存在し、それが社会構造の変容に密接に関わってきたことなどから、現段階においては、この問題を考える上で、当時流行した俳諧が、上方の町人社会の構造、さらには民事裁判への関心と深く関係しているのではないかと、という見通しを持っているが、具体的な検討は別稿において進めたいと考えている。